

山国隊軍樂の謎と

維新勤王隊軍樂に連なる音樂

一
王漢國足傳

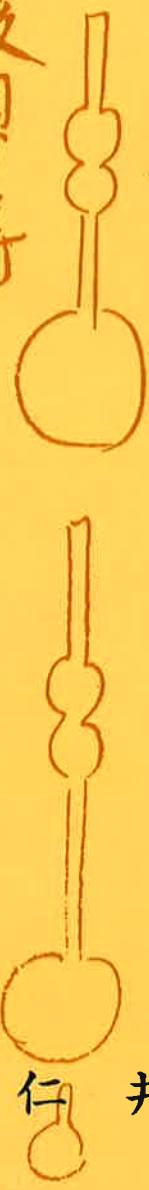
進國庫

一
安達國・リ傳

愛貝屋

華夏國口傳

引見序



十一

井

三

邦

夫

目 次

山国隊軍楽の謎と 維新勤王隊軍楽に連なる音楽	
山国隊軍楽の謎	3
山国村の紹介	4
山国隊	6
山国隊軍楽の成り立ち	10
椿寺	11
時代祭	12
平安講社設立「趣意書」	13
平安講社規約	15
朱雀学区	16
壬生	16
西ノ京	17
朱雀門址	18
何故軍楽隊は山国から朱雀学区へ	20
奥村静女氏の手紙と訳	21
横山孝之衛先生の太鼓奏法の教え	25
鼓法横山孝之衛先生の事	27
訳	27
權變錄「乾」	38~28
訳	39
戊辰行進曲・曲について	41
小太鼓一樂譜一現代樂譜	51
朱雀行進曲一樂譜一現代樂譜	53
北桑田郡著名人物	54
藤野斎隊長	54
藤野斎と牧野やな	54
立命館禁衛隊	55
著書、資料提供者、協力者の紹介	56
編集後記	56

京都府大学吹奏楽連盟理事長
花園高等学村吹奏楽団顧問 仁井田邦夫
エスボワール吹奏楽団常任指揮者

山国隊軍楽の謎

前書き

何故私がこの様な記録をまとめる気になったか、その動機については色々ありますが、いわば山国隊軍楽に連なる音楽。現在時代祭の先頭を歩く維新勤王隊軍楽について、私が特に興味を持った動機は、ある先生に見せていただいた「權變錄」乾・嘉永6年8月写之(1853)(ペリーが艦隊を率い浦賀に入港した年である。)でした。この書は伏見のある旅館の蔵を壊した時に出て来た物で、安く買われたそうです。そして後日又、その先生に見せていただいた巻物「鼓法入門誓詞」(1844)が、増々私の気を高ぶらせました。

初めから私は、「鳥羽伏見の戦い」(明治元年1868)に関係した音楽で、何かの経過を辿り今日に伝えられたものと考えておりました。しかし、軍楽隊の編成や曲を研究して見ますと、1868年以前からの音楽である事がわかって來たのです。1984年10月、京都府吹奏楽連盟創立30周年記念誌を編集している時、出来るだけ古いルーツを探って見たり、調べている内に色々な事を発見し何か冷凍庫の氷が徐々に溶けるかの様に分つて來ました。

その内容について興味を抱く方々へ少しでも役立てば幸いであると考え、椿寺で山国隊は何を学んだのか等、まだまだ謎を残し未完成ではありますが編集してみました。

京都府大学吹奏楽連盟理事長
花園高等学校吹奏楽部顧問
仁井田 邦夫

■文章や漢字は現代風に読みやすくしました。



山国村の紹介(現・北桑田郡京北町)

本村は郡内最古の郷庄の一にして、既に延喜式神名帳(901年)に山国社の名を載せ、倭名抄に山国郷の記事あるより見れば、平安朝の中期には田畠を開き山樹林材用いられて、戸数や人口も頗る多かった。今本村に保存している「古家撰傳集」(1763年)河原林氏蔵「丹波藤原身人部水口家系図写本」及び「丹波北桑田郡山国庄往右緒書」等によれば、いづれも『桓武天皇の御宇山城國長岡へ御遷都御造営につき、丹波國北山中御山国庄を御柵御料地と定められ、平安京奠都に際しても良材を捧げ造営の工を成し遂げ、この地守護職としては重成官人を派遣し、その後宮室の御造立毎に仕官の者召加へられ。相応の私領を押受し叢雲大寮在勤を兼ねた。その子孫連綿として山国庄に居住す云々』と見ゆ。即ち本村は桓武天皇の延暦年中(784年)より皇室御用材の進納を奉じ、やがて宮中御料地となりてより、多少の変遷あるも、相続して江戸幕末に及びしなり。されば本村には正治2年(1200年)に至ったといふ「三十六名八十八家私領田畠配分並官位次第」の写本を存し、此れによれば比果、窪田、鳥居、水口の四家が最も古く、ついで河原林、藤野の両家等出頭し、一族繁栄して現代に及びしを知る。

殊に「古家撰傳集」の如き漸次改作修訂せられて、今や数種の同書を伝える如き、最も世の信用を失うものである。とはいえ本村が

平安期の初頃より良材を皇室に納め、歴代の大嘗祭に際してはその悠紀主基両殿の造営に用いられる木材を上納し、時には主基斎田を命ぜられて新穀を上り、大堰川に産する年魚を毎年宮中に献じ事実は毫も疑うことなく、明確なる証拠たり。しかも皇室式微の極と伝うる戦国の世にあっても、この村が絶ず献身的な誠意を持続せしことは、我が国勤王史の上にも特筆すべき価値があると信ず。但しここにいう山国村は、旧黒田村及愛宕郡花背村の一部をも包含するものと解釈すべし。市原文書に曰く。

〔これ等の古記録いづれも原本にあらずして、遙かに後世なる江戸時代の筆写によることは、本村の由緒と各家門の沿革とを調べるに十分な証拠となる書物ではない。学者達が多少の疑問を持つことは甚だ遺憾であるといわざるをえない。〕

足利義昭が京都を逃げ回って近江国に至り、更に丹波國山国弓削字津野々村の郷士の守護を得て若狭に行った記事にして、本村はすでに皇室御料地として、永く忠節を朝廷に働くのみならず、一方には足利將軍を助ける事にも加担して幕府に恩を報いる力もあった事が知れている。かくて本村には皇室関係の記録文書が多く保存され、国史の書籍にも史料にも本村の名数々記録され、現に府社山国神社があり、法皇御開基の大雄山常照皇寺があり、

近く維新に際しては勤王隊を組織して、奥羽地方にまで忠戦の軍功を樹立し、由緒正しき家門を鮮かにして、自ら他の諸村に比し悠然として頭角を描いていた。江戸時代に及び1616年山口駿河守杉田九郎兵衛、村上三右衛門、同藤三郎各代官たり。1672年北賀江村の内300石を梶井宮御領地とす。1698年旗本杉浦内蔵允の御領地とされ、その他は宮中御料地として明治初年に至る。明治12年より同19年まで郡役所所在地となっていたが、今は周山に移され、10文字より成る自治村となる。

本村は都の南部に位置し、東は黒田村及び愛宕郡鞍馬村に接し、南は細野村及び葛野郡小野郷村に接し西は周山弓削両村に連なり、北は弓削村と境としている。大堰川に沿った一帯の地を除いてはほとんどが山地で、連なる山を周り、交通の便は全く悪く、大堰川は黒田村より流れて本村を通り周山村に流れている。水の勢いは急速で河底は浅いので筏を流し外便はなかった。支流に祖父谷川塩川などあり、小塩部落は本村の最高地になり、河川は著しく上流性を帶び、大瀑、布瀑の大きな滝があり。今本村は分けて、下・鳥居・辻・塔・中江・比賀江・大野・井戸・小塩・初川の十文字とす。

郷庄 いくつかの村を集めた国を意味する。

倭名抄 中国で日本の事をぬき書きした書。

御宇(=御代) ある天子の治める時代。

柵 材木をきりだす山、切り出した材木。

奠都 みやこを定める。

叢雲 群がり集まる雲。

連綿 長くつづいてたえまないさま。



山 国 隊

(通称 やまぐにたい、又は、さんごくたい)

明治維新の大きな業はもとより明治聖帝の御稟威と輔弼翼賛の任に膺りし功臣の畫策宣しきを得たるとに職由せるはいうまでもなし。然れども我が山国隊の如き亦勤王史の一員を占むる価なしとすべからず。故に今その梗概を記述して芳を後に伝えんとす。委しくは明治39年1月山国村の人永井登代の編集している「山国隊誌」に載せられたれば、就きて看るべし。慶応3年10月14日徳川慶喜大政奉還の事を奏請し、ついで征夷大將軍の職を辞せんと願い、いづれも勅許あり。ついで12月9日小御所合議行われ王政復古の大号令が発せ



山国神社

られ、總裁議定參興の三職は、それぞれ任命せられたるも、慶喜更に興からず。そしてその27日辭官納地（慶喜の内大臣を辞し幕府の領土をことごとく朝廷に返納すること）の勅命さえ下りたれば、徳川譜代の諸侯及び新藩中には慶喜の同情するの余り、朝議の嚴正を喜ばず。まさに幕府を助けて為す所あらんとし、物情騒然たるものありき。慶喜事端を京都に發せんと心配し急に二條城を出でて大阪城に退きたるも、諸臣の薩長專横を訴ふるに及び、終に黙止する事出来ず、表を捧げ兵を帥みて京に迫るに至り。ここに明治元年戊辰の役は正月早々伏見鳥羽の地に起りぬ。中納言西園寺公望は山陰道鎮撫使を命ぜられ、檄文^{けいぶん}を飛ばして勤王の士を募る。正月5日檄文山国郷に達すその文に曰く（略）。

古來王臣を以て自ら負へる我が山国郷士いかでかちゅうちょすべき。忽ち決起團結して之に應ぜんと計り、從5位下近江守藤野斎、備前守水口市之進、河内守鳥居専学、大和守河原林安左衛門の四沙汰人を首領とし、同志83人を錄して二軍に分ち、第一軍63名は斎、市之進の2人之を率る。第二軍20名は専学、安左衛門の2人之を率いて、ここに山国隊の組織成る。同11月両軍共に山国神社祠前に列して武運長久を祈り次の誓約書をさぐ。

一、今般名主一同勤王を唱へ有志の銘々団結出兵致すべき仲間は相互に私論を省

き万事公道に従べき事。

- 一、出張中は四沙汰人伍長の指揮に相背き不平不満をいわす忠勤を尽くす事。
- 一、往復道路筋に於いて乱暴やみだりな行動一切禁制たるべし諸事相慎む事。
- 一、同志之者私論申立口論一切を禁ずる。最も酒は禁酒同様たるべき事。

上上堅く相守るべし、もし違反有る者は、社司仲間相省き即日除名申付者也。

慶応4年1月11日

山国社司総代理

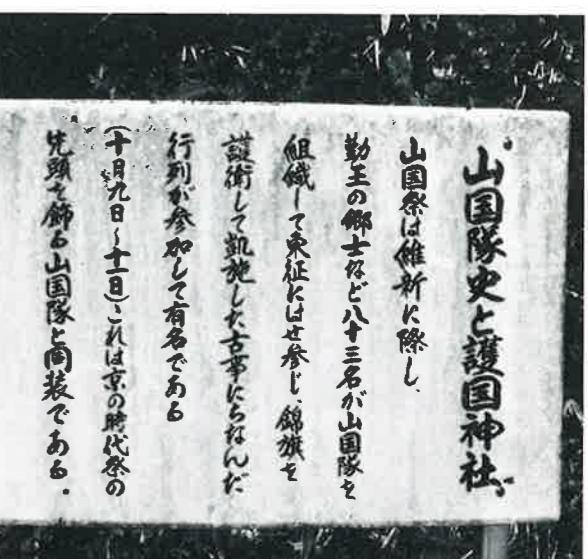
四沙汰人中

組頭中

隊士決別の酒を酌み威風堂々として出発す。第一軍は船井郡園部を経て檜山に至り、こゝに舍營して命を待ちしに、16日因幡藩士伊王野治郎左衛門来り、鎮撫使の命を伝へていふ。当隊既に員に満ち更に多きを要せず且沿道刀により血を流さずして平定せしが故に、今は



汝等を加ふるを望まず。速に帰郷して再命の機を待つべしと、斎等聞きて遺憾にたへず直に京に上り參興岩倉具視に面し、事由を陳じて奉公を請ふ。この間第二軍も亦大阪に至しに、總督小松宮嘉彰親王より賊徒販走して江戸に向ひ別に汝等を要せず速に郷に帰りて後命を待つべしとありしかば、20日京都に於て両軍相合し素志を貫かんことを議して、東西に奔走せり、2月10日に至り參興役所より次の命令は下れり。曰く、来13日御征東先鋒総督宮出陣には其方共一小隊の人数を編制し、同日午前6時因藩の手に加はり出兵可能に致り最も万端同藩へ照合し条件を聞く事。83名はいづれも決死の勇士なれば、皆従はんことを願うて止まずされど許されざりしを以て漸く35名を選抜して之を一隊とし、藤野斎が組頭となりて東征の軍に加はれり。（以下省略）「山国の方に聞けば、27名出兵したと聞くと言うし、他の書で人数をかぞえれば36名であつ



たり、凱旋の帰国時には江戸旗本の弟子が一人一緒であったと聞く。養子なのか、樂士なのか、軍樂指導者なのか、不明である。

記録書による、戦場での死傷者（病死を含む）は下記の様である。」

論功行賞

○田中浅太郎、田中伍右衛門、新井兼吉、高室治兵衛

相続人に祭典料二両

一生の内、家族へ毎年米八俵

○藤野近江守、辻啓太郎、以下24名

一生の内、毎年米六俵

○高室重造、北小路万之輔、仲西市太郎（病死）

祭典料300疋 一生の内、毎年米5俵

○佐伯権之丞、樋爪弥五郎

一生の内、毎年米三俵

○水口備前守、辻參六（第2隊全て23名）

一生の内、毎年金三両

先頭第1の功を収めて、凱旋の途に上り、11月25日正午京都に入り御幸橋上に於いて全軍三たび歓声を揚げ、皇威の振張と王師の凱旋とを祝す。ついで公卿門より紫宸殿前に進み、二列に編隊せられて凱旋式を上げ、大総督宮より慰労の御沙汰を拝受し、酒賜り午後4時退出し、おのがじし其の當所に入りぬ。

我が山国隊が中立売御門内に勢揃して征來軍に加はりし2月13日より、今日茲にめでたく凱旋せる11月25日まで、月を費やす事10ヶ月、日の過ぎること約280日久しきに及び、関東奥羽の山野に勇奮苦闘してわざかに皇國臣子の本分を尽すを得たるは、ひそかに本郡民の光榮とし、また自ら誇負する所なり。その後は京都に駐屯して禁門の警護と洛中の巡回とにあたり、暇あらば椿寺の教練場に出で

て文武の道に励み、第1隊をして後顧の憂なからしめ、あまり其の軍資の調達は主としてこの隊の幹族にまかす所わずかにして、第2隊の功績は誠に没すべからざるものありといふべし。

戦場に於て

戦死者一田中浅太郎、新井兼吉、高室治兵衛（戦死）

田中伍右衛門（頭部射貫）

重傷者一細木元太郎、那波九郎左衛門（重傷）

高室誠太郎（腹部貫通銃創）

軽傷者一辻啓太郎、水口康太郎、森脇一郎
前田庄司、草木栄治郎

明治2年2月18日朝はやく京都新屋敷の舍當を発し、小野郷に至れば郷里よりの歓迎者頗る多くここに来ており、周山に到れば親戚縁者皆集り迎へ、途上祝盃をあげること幾回なるを知らず、午後4時漸く郷に入り直に山国神社に参じて神徳を謝し、凱陣の式を行ふ。同25日、隊列を正して五社明神に詣で、更に辻村薬師山に登り7名の戦死者の招魂祭を行った。

明治11年10月18日先帝陛下京都皇宫に御駐輦の際、藤野斎外47名は嘗て王事に勤労せし事を、特に列立拝謁の光栄に会し、皇宫内御常御殿御廊下に整列し、お顔を見る事が出来たことは、永く後生に伝ふべき至上の名誉なるべし。明治28年平安京に、1100年記念祝典の京都に上げらるるや、其の一盛儀たる時代行列中に我が山国隊を加ふることとなり。一同平安神宮に参拝し市中を巡行し当時の武功と壮姿とを新にしたりき。同32年11月に至り「山国社」と称する團結をなし、広く社員を府下の篤志家に募り、確固なる基礎を築き

て、永遠にこの芳烈を保存することとなれり。同36年6月16日かたじけなくも金15円を官祭招魂社祭祀料として、おそれおゝくも御下賜あらせられしそ、重々の恵みとやいふべき。

論功行賞

てがらのある者をしらべて賞をあたえる。

山国神社「例祭」10月15日である。

天皇の威光。

君主をたすけて政治をとる。

力をそえてたすける。

胸、征伐する、伐。

てがらのあつたけらい。

はかりごとをたてる。

物語などのあらすじ。

かんばしい。

天子にお願いを申しあげる。

征夷大將軍 源頼朝以来、幕府のかしらとなつて天下の政治を行つた職。

天皇の命令。

天子のおゆるし。

協議してきめる。

おもしろがる。さかんになる。

朝廷の会議。

事件のいとぐち。

わがままなふるまい。

軍隊をひきいる頭。

反乱や暴動などをとりしめる役。

いそいで人々にまわして見せる手紙。

わるものをおいだてさわぎをしめる。

軍隊の配置。

天子がその場所に車をとめる。天子の滞在。

勢いさかんな姿。

熱心にそれを援助する人。

すぐれたてがら。

気がかりでうしろをふりかえる。





『山国隊軍楽の成り立ち』

山国隊は軍楽隊として東征に行ったのではなく、そして丹波山国農兵隊ではなく、美浜県京都山国隊として由緒ある人物を集めて東征に行ったのである。京都に明治元年11月25日に帰えり明治2年2月18日故郷へ凱旋の帰國をするまで、椿寺で文武に励み、京の町を巡回したと記録にある様に、彼等はどうやら文武と言うより椿寺で軍楽を学んだ様である。山国隊保存会の方の話しによると、帰郷時何故か幕府旗本の弟子が一人一緒であったと聞かされているそうです。その人は養子なのか、欠けた楽員の一人なのかと考えられますが、私は彼が軍楽の指導者であったのではないかと思うのです。又、後記に紹介しておりますが、京都の町から出て来た「權變錄」(パレード・音楽指導書)を見てもわかる様に、彼等は約3ヶ月間に内に椿寺で勉強したと考えられる。もちろん、この様な音楽は長崎を初め、

東京（江戸）函館（北海道）や行政を中心とする都市で徳川幕府の末期には、軍事を洋式にならってオランダ式教練を導入するなど兵術全般を洋風化した。軍楽隊も移入され、フランス式鼓笛隊や英人フェントンの指導による「赤隊」など洋式楽隊が現われ盛んに演奏されていた様子である。その影響は、オランダ、ドイツ、フランス、イギリスなど様々な国から、そして日本風に変化して行った音楽と理解される。そして、現維新勤王隊は、小太鼓(4)フランス製、大太鼓(1)、笛(17)篠笛6号、指揮者(1)、その他旗持ち（交替要員である）から編成されている。そして、大変であり大切な事は、当時の音楽を今もなを時代祭の先頭を歩く維新勤王隊軍楽が今日に伝えている事である。



山国隊が文武に
励んだという

「椿寺」

[京都市上京区一条通西大路東入
南側 大將軍川端町]

◀周山街道の出発点であった

正しくは地蔵院といい、浄土宗知恩院派の寺である。地蔵堂に安置する地蔵菩薩は神亀三年（726年）行基菩薩が勅命によって彫り摂津国の昆陽寺に安置したのを移したといわれ、そのため本寺の山号を昆陽陽山と号する。はじめ衣笠山の麓にあったが、足利義満が金閣寺を建立するにあたり、その余材をもって本寺を再建し、天正十七年（1598年）豊臣秀吉の命によりこの地に移したと伝えられる。地蔵堂背後の板扉は室町時代の作で、もと北野の多宝塔の遺構といわれる。書院の前庭にある有名な散り椿は、もと朝鮮蔚山城にあったのを、文禄の後に加藤清正がもちかえって秀吉に献上したもので、北野大茶場を催したとき、秀吉がしばらくここを別荘としたゆかりでこの寺に寄進したという。境内墓地には、忠臣蔵で有名な天野屋利兵衛の墓といわれるものや、与謝蕪村の師にあたる夜半亭巴人の墓などがある。



時 代 祭

桓武天皇は今から約1200年の昔、この山美しい水清き山城の勝地をえらび国都を経営せられ、延暦13年10月22日、新京「平安京」に都を遷されたのであります。即ち「京都」の始めであります。京都市民はこの始祖神の御高徳を深く慕い仰いで 遷都より1100年に

当る明治28年、天皇の神靈をおまつりし平安神宮が創建せられたのであります。又、昭和15年には京都に最も御縁故の深い孝明天皇をも合せてまつられ、ここに全市の総鎮守として益々御神威を仰いでいる次第です。さて、明治28年平安神宮が鎮座されると共に全市民により崇敬団体の「平安講社」が組織され、その事業の一つとして10月22日平安遷都の記念日に御神幸の祭儀を執行することになりました。これが「時代祭」であります。この祭は平安京始めの延暦より明治に至る1100年間の文物風俗を手本とした衣装をつけて神幸列におともをする豪華な祭礼でありますが、当初は少なかった行列数も市域の拡大と共に次第に増加盛んとなり、延べ数千にも及ぶ華麗雄大なる行列となり、その装具もその道の権威者により研究整備され我が風俗史上殊に染織美術等の資料として重んぜられ、我が国著名の祭礼行事として広く知られる様になりました。然し、この行列も昭和19年からしばらく中絶されていましたが、戦後昭和25年再興せられ、これを機に更に婦人行列をも新たに

加えられて、本行列に一段の優美艶麗さを添えるに至りました。又、昭和41年孝明天皇百年祭を記念して幕末志士列が加えられ、ここに時代祭行列の意義を一層深めることとなりました。



平安神宮は多くの神社の創立とその趣を異にし全く京都市民の総意に依て創立せられたものであります。殊に秋の時代祭は京都市としては重要な意義をもつものであります。京都は桓武天皇の延暦十三年奈良より遷都になり平安京と号けられたのが創始であつて爾来一千七十余年間の帝都であります。明治二十七年は遷都より正に一千百年に相当するので此の時に当り京都では京鶴鉄道の敷設第四回内国勧業博覧会の開催遷都千百年記念祭の挙行を三問題として喧しく伝えられ就中記念祭典は記念殿の造営を伴つ大事業でありますから当时内貴甚三郎氏は委員長となつて之に方り東奔西走その至誠と熱意は遂に多くの同情と支援を得、爰に遷都記念祭協賛会が成立致しました。斯くして京都及東京を中心とし全国の支援を得て、に遷都当時の朝堂院を模擬した広壯華麗なる記念殿の竣工を見たのであります。人々延暦の昔を追想して皆之を大歎殿と呼ぶ様になりました。

然るに京都市民の中より平安朝最初の元首たる桓武天皇の御聖徳を欽仰追慕し神社創立の議が澎湃として起り、此旨明治二十七年一月十三日上願同年二月十日許同年七月社格を官幣大社。号を平安神宮と称せられ爰に御創立を見たのであります。

却説第四回国勧業博覧会は時の議会を通して開かれる事に決し岡崎町今の平安神宮前に敷地をトし明治二十八年四月一日より七月三十一日迄開会されましたが之に呼応して一方京都としては同期間中京都御苑内の博覧会場に於て時代品の展覧会を催し延暦時代以下江戸明治時代に至る間の絵画図書彫刻織物其他美術工芸品の名工巨匠になる作品が夥しく陳列せられ歴史上美術工芸上裨益する處多大であつたのみならず他の物産と共に外国貿易進出にも大きな力となつたのであります。此時協賛会に於ては四月に官祭を執行されるを以て私祭を秋とし延暦以来近世迄の時代を仮装して行列を作り神幸祭とすべく衆議一決明治二十八年より行われる事になり翌二十九年よりは毎年遷都由縁の十月二十二日挙行される事になったのであります。之即ち時代祭の始であります。京洛山河秋色将に聞ならんとする候都大路に繰り抜けられる千有余年の大絵巻は居ながらにして当時の文物姿態を髣髴たらしむる而已ならず一面風俗史及び歴史上の活材料たるべく洵に吾が京都に相應しく而も深厚なる意義を持つものと云うべきであります。斯くて年を経るに従い京都市の地域も漸次拡大され之に伴い時代祭列も増加し更に孝明天皇の御神靈を合祀されるに及んで新たに神殿の御造営が行われ益々輪廻の美を増し時代祭も亦歳を重ねるに従い改善を加えられ愈々其盛名は広く海外に迄知れ亘るに至つたのであります。

然るに今般神社制度の変革にともなつて從來の組織も幾多時勢に即せざるの点も生じ爰に吾々京都人は新たに平和建設の時にあたり当初の精神を時代に生かし新らしき民主的な組織を以て平安講社を組織し平安神宮奉賛団体としてこの意義深き時代祭をも復活致したいと念願致して居る次第で御座います。希くは市民各位の御協賛を切に御願い申上げます。

と称せられ爰に御創立を見たのであります。説第四回内国勤業博覧会は時の議会を通過し京地をトし明治二十八年四月一日より七月三十一同期間中京都御苑内の博覧会場に於て時代品の画図書影刻織物其他美術工芸品の名工巨匠になし多大であったのみならず他の物産と共に外國協賛会に於ては四月に官祭を執行されるを以て作り神幸祭とすべく衆議一決明治二十八年より月二十二日挙行される事になつたのでありますならんとする候都大路に繰り抜けられる千有余らしむる而已ならず一面風俗史及び歴史上の活義を持つものと云うべきであります。斯くて時代祭列も増加し更に孝明天皇の御神靈を合祀の美を増し時代祭も亦歳を重ねるに従い改善をのであります。

に於て開かれる事に決し岡崎町今の平安神宮前に迄開会されましたが之に呼応して一方京都として覧会を催し延暦時代以下江戸明治時代に至る間の作品が夥しく陳列せられ歴史上美術工芸上裨益す易進出にも大きな力となつたのであります。此の祭を秋とし延暦以来近世迄の時代を仮装して行列われる事になり翌二十九年よりは毎年遷都由縁の之即ち時代祭の始であります。京洛山河秋色将いの大絵巻は居ながらにして当時の文物姿態を髣髴料たるべく洵に吾が京都に相應しく而も深厚なるを経るに従い京都市の地域も漸次拡大され之に伴れるに及んで新たに神殿の御造営が行われ益々輪えられ愈々其盛名は広く海外に迄知れ亘るに至つても幾多時勢に即せざるの点も生じ爰に吾々京都人生かし新らしき民主的な組織を以て平安講社を組も復活致したいと念願致して居る次第で御座いま

趣意書

平安講社設立

平安講社規約

第一章 総則

第一条 本講社ハ平安講社ト謂ウ

第二条 本講社ハ平安神宮(以下単ニ神宮ト謂ウ)ヲ敬仰シ尊祖ノ美風ヲ

涵養シテ神宮ノ維持隆盛ヲ図ルヲ目的トスル

第三条 本講社ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行ウ

一、時代祭ノ執行

二、日供奉獻

三、講社大祭ノ執行

四、神宮ノ經營スル事業ノ協賛

五、其ノ他必要ナル事業

第四条 本講社ハ本部ヲ神宮社務所内ニ置ク

第五条 本講社ハ第二条ノ目的ニ協賛スル者ヲ社員トシ便宜市内ヲ十社

ニ分ツ其ノ区域左ノ通り

第一社區 成逸、乾隆、西陣、翔鸞、嘉榮、桃園、仁和、正親、

聚樂、出水、待賢、待鳳、紫野、鳳德、柏野、紫竹、

樂只、衣笠、大將軍、大宮、鷹峯、

第二社區 室町、紫明、元町、小川、京極、中立、滋野、梅屋、

北白川、養正、養德、下鴨、葵、出雲路、上賀茂、

修學院、松ヶ崎、春日、竹間、富有、教業、城巽、龍池、初音、柳池、

銅駄、

第三社區 乾、本能、明倫、日彰、生祥、郁文、格致、成德、

豐園、開智、立誠、有濟、栗田、永松、弥栄、新道、六原、清水、

貞教、修道、一橋、月輪、今熊野、山階、鏡山、音羽、勸修

淳風、醒泉、修德、有隣、植柳、尚德、稚松、菊浜、

第四社區 銀、大内、大治、大内、大治、大内、大治、大内、

第五社區 伏見板橋、伏見南浜、伏見住吉、竹田、深草、深草、

第六社區 稲荷、深草、嵯峨、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

岡、中川、小野郷、

第七社區 錦林淨業、錦林東山、錦林岡崎、錦林吉田、錦林聖護院、錦林川東、新洞

第八社區 朱雀第一、朱雀第二、朱雀第三、朱雀第四、朱雀第五、朱雀第六、朱雀第七、朱雀第八

第九社區 花園、西院第一、西院第二、山ノ内、太秦、安井、嵯峨野、高雄、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

第十社區 伏見板橋、伏見南浜、伏見住吉、竹田、深草、深草、

第十一社區 稲荷、深草、嵯峨、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

路、納所、向島、醍醐

第十二社區 岐阜、中川、小野郷、

第十三社區 錦林淨業、錦林東山、錦林岡崎、錦林吉田、錦林聖護院、錦林川東、新洞

第十四社區 朱雀第一、朱雀第二、朱雀第三、朱雀第四、朱雀第五、朱雀第六、朱雀第七、朱雀第八

第十五社區 花園、西院第一、西院第二、山ノ内、太秦、安井、嵯峨野、高雄、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

第十六社區 伏見板橋、伏見南浜、伏見住吉、竹田、深草、深草、

第十七社區 稲荷、深草、嵯峨、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

路、納所、向島、醍醐

第十八社區 岐阜、中川、小野郷、

第十九社區 錦林淨業、錦林東山、錦林岡崎、錦林吉田、錦林聖護院、錦林川東、新洞

第二十社區 朱雀第一、朱雀第二、朱雀第三、朱雀第四、朱雀第五、朱雀第六、朱雀第七、朱雀第八

第二十一社區 花園、西院第一、西院第二、山ノ内、太秦、安井、嵯峨野、高雄、嵯峨、梅津、西京極、松尾、桂、川

第十二條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十三條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十四條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十五條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十六條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十七條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十八條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第十九條 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十一条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十二条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十三条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十四条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十五条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十六条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十七条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十八条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第二十九条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十一条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十二条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十三条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十四条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十五条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十六条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十七条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十八条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第三十九条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十一条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十二条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十三条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十四条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十五条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十六条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

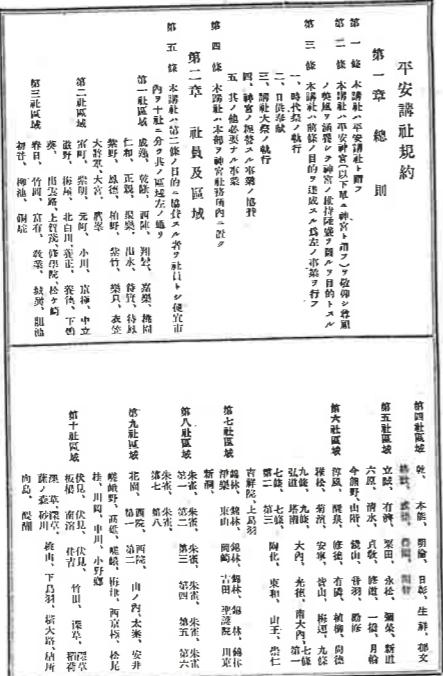
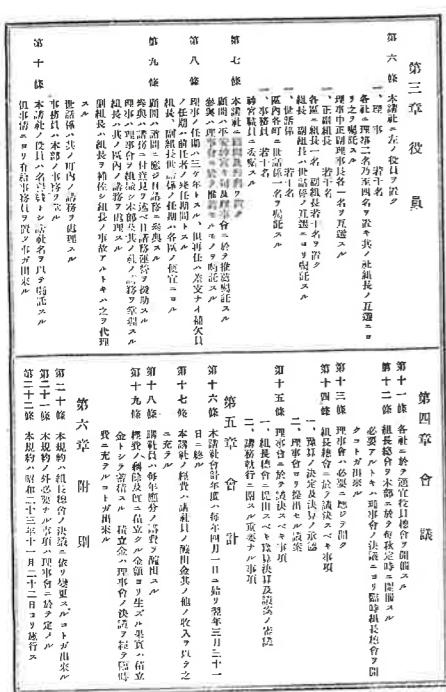
第四十七条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十八条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第四十九条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

第五十条 本規約外必要ナル事項ハ理事会ニ於テ定メル

平安講社規約原本



第六章 附則

第五章 会議

計

第一項 第十一条 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第十九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第二十九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第三十九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第四十九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十二項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十三項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十四項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十五項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十六項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十七項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十八項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第五十九項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

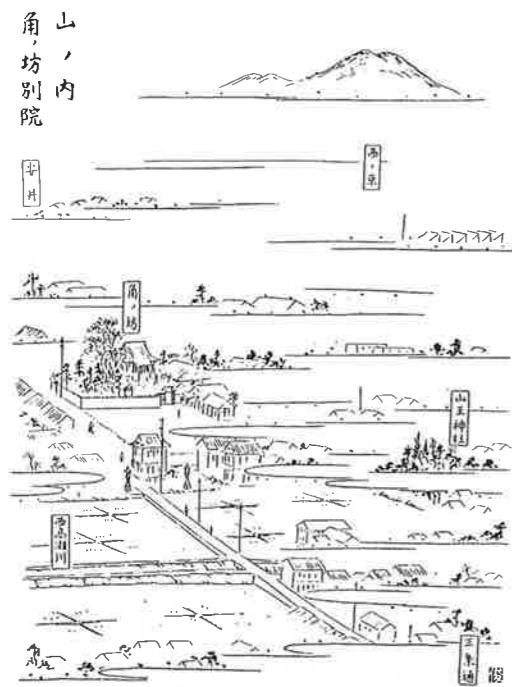
第六十項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第六十一項 本規約会計年度ハ毎年四月一日二始り翌年三月二十一日二終ル

第六十二項 本規約会計年度ハ

朱雀学区

現在は壬生、西ノ京一帯を全て朱雀学区と呼び、朱雀第1小学校から第8小学校まであり、この地域を中心に平安講社第八社區として時代祭に参加している。明治維新の変革は京都を舞台としてなされた。これは紛れもない事実である。二百有余年にわたって、徳川幕府が押しつけてきた非政治都市の理想がそのままに実在しているというのが京都の姿であった。やがて京都は政治の檜舞台となり、京都朝廷はいつのまにか強力な政治の発言権を得ていた。誰もが京都にきて主張しなければ、その主張は空しく消えてゆくという世論の中核がこの地に出来上がっていったのである。以下維新勤王隊軍樂を維持している、壬生・西ノ京の紹介をかね歴史を探って見た。



壬 生

壬生は四条大宮の西から西院に至るまでの地域をいい、壬生寺や新選組屯所のあったところとして世に知られている。壬生はもと葛野郡朱雀野村大字壬生とよばれた一閑村で、今の壬生寺周辺をいったものであるが、大正7年(1918年)4月、京都市編入されてからは中京区に属し、その地域も北は三条通りより南は松原通りまで、東は大宮通りより西は西大路通りまでの広範囲におよんでいる。

古来この地域は湿地帯で、水がつねに湧き出るところから壬生といわれるが、一説にはここが平安京左京壬生大路にあたるからともいわれ、諸説あって明らかではない。平安末期、左大史小槻隆職は太政官の事務をもっぱらつかさどる官務となり、その子孫はこの地に住んだので、地名によって壬生官務家と称した。歌人藤原家隆もこの地にあって歌集「壬生集」をあらわし、また三十六歌仙の一人にかぞえられた。歌人壬生忠岑、忠見父子もこの地に住んだ。忠岑が生前愛用したという硯

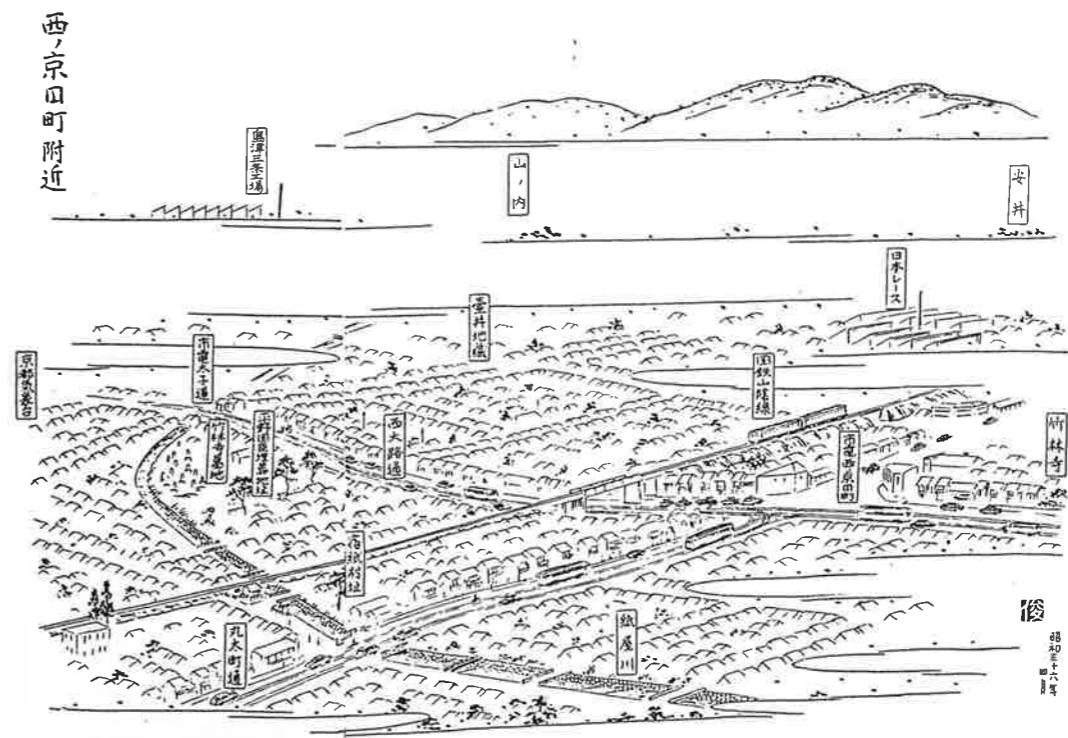
が江戸中期に発掘され、いまは壬生寺に秘蔵されている。しかし右京がはやく衰微してからは、この地も多くは田畠と化した。とくにこの地の水菜は世に壬生菜とよばれ、クワイ、セリ、ゴボウなどと共に壬生の名産とされた。

菜種の花さくのどかな往時の壬生村風景は、豊富な地下水に目をつけた染色業者によって、この地は染色工場街となり、林立する煙突からはき出す煤煙は壬生一帯をおおい殺伐たる景観と化した。

西ノ京

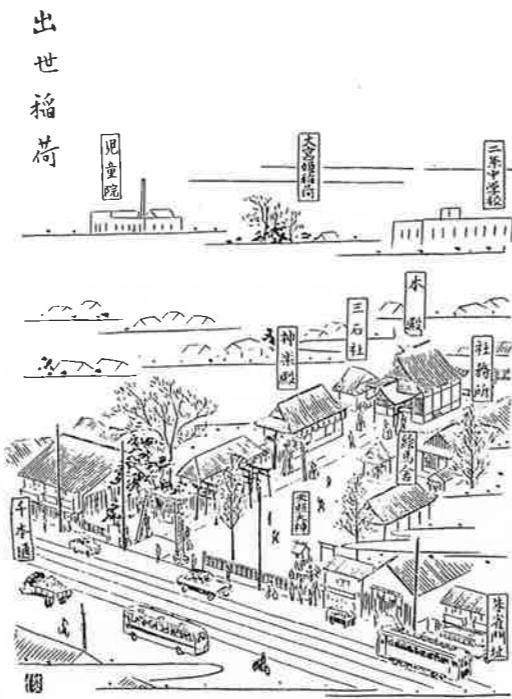
現在は中京区で二条城の西側より西大路通りをへだつて花園、安井に接し北は大将軍(北区)聚楽廻(上京)より南三条通りにおよぶ広大な地域を称していた。桓武天皇は長安の都域制にならって壮大な都市経営を行ったが、右京の地は地区整理のみがおこなわれたにすぎなかった。これは右京の地が湿地帯なために人が住むに適してなかったからであり、わ

ずか北方の一部にのみ人家がみられるにすぎなかった。西ノ京はこの右京の北部にあった一部の人家が村落化したもので葛野郡西ノ京村といった。今は千本通りから西をいい、北は一条通りより下立売通りの南にいたるあいだである。西ノ京村は明治初年に壬生村と聚楽廻と合併して朱雀村とよび、大正7年(1918年)4月に至って京都市に編入された。



朱雀門址

あきらかではないが、出世稻荷より南へ約200m、中京区西ノ京小堀町(千本通二条上ル)附近という。朱雀門は平安朱雀大路(今の千本通)の北突当り、二条大路に面して立っていて大内裏南面中央の正門で、その名義は四神の南にあたる朱鳥、朱雀によつたものである。桓武天皇が平安宮大内裏を造営される時に作られた宮城外郭十二門のうちの一つである。重閣門、大伴門、あまごい門とも言れ、弘法大師の筆による「朱雀門」の額が掲げられていたが、宮城正門としての価値も次第に薄れ狐狸の棲家となるほどの荒れようだつた。盜人やルンペンもしばし門の楼上を棲家とし、やがて朱雀門には鬼が住むといわれ、「十訓抄」第十によれば「玄象」と称する琵琶の名器があつて、内祖が焼けたとき、人の取り出さぬ前に飛び出して大庭のむくの木に掛っていたと言う稀代の靈物であるが、あるとき、この琵琶が盜まれた。そこで二七日の修法を行つて祈願をしたところ、朱雀門に住む鬼が楼上の緒をつけてこれを返したという。また同書には三位源博雅が月夜に朱雀門の前で笛を吹いていると、同じく笛を吹く人があつて、二人で合奏をした。それより明日の晩にはここで落ち合うことを約束し、あるとき三位が相手の笛を借りて吹いてみると世にも類なき名笛であったのでたちまち欲しくなり、笛を交換してもらった。しかし、三位はふとした事からなくなり、笛もそのまゝになつてゐた。この話を伝え聞いた時のみかど(円融天皇)がこの笛を所望され、早速笛吹きに命じて吹かせられたが、誰れも吹きこなす者がなかつた。そこで笛吹きの名人といわれた淨藏を召し出し吹かせたところ見事に吹いたので天皇は「この笛は朱雀門の辺で得たものと聞いているから、一度門の所で吹いてみてはどうか」と仰せられた。よつて月の明るい夜に朱雀門



にたゞんで笛を吹くと、楼門の上から大きな声で「かの三位より優れて上手だ」と讃め称えたので、初めて鬼が持っていた笛であることが分った。この笛には赤葉と青葉の二つを彫りつけていたので「葉二」と名づけ天下第一の名笛とされたという。また美女を得た話しなど朱雀門についてはまだ多くの伝説が伝えられている。



華麗に千年彩る 時代祭

名譽職に役の林田知事、今川京都市長が馬車に相乗りで行列の先頭を切つた。『ルーヒヤ・ドンドン』と鼓笛の音も男らしい維新動士隊が進み、坂本龍馬や高杉晋作ら幕末の志士が続いた。花街のきれいごとくがぶるんする江戸や平安時代の女人列もやでやかに、行列は延慶年間の文、武官參朝例へと順に歴史をさかのぼっていく。平安神宮までの約四〇・五キロを学生アルバイトも含め総勢三千人、牛馬六十六頭の行列が練り、沿道の目を惹いた。また、昨年には繰り「ミス日本」六六人の女性が「二十一世紀のきもの」をイメージした「ユーファッション」で特別参加し、九年後に迫った立安建都干百年をPRする横断幕を掲げて時代行列の前を行進した。

京都の三大祭りを締めくくる時代祭が一月二十日行われ、都大路に古御子の歴史絵巻を繰り広げた。今年から林田京都府知事も「名善奉行」役で初めて行列に参加した。雲り空ながら、沿道は七万一千人（午後一時現在、京都府警調）の見物客で埋まつた。

知事が初参加
市長と相乗り

何故軍樂隊は

山国村から朱雀学区へ

(現 京北町)

大正時代末期より昭和時代初期の京都市政内部には色々な謎を感じる。何故ならば6ヶ月間、8ヶ月間たらずの市長、助役さんがいたり、就任2ヶ月も前より市長代理と名乗る助役さんがいたり。京都市は山国隊への補助金を大分けちっていたのではないか。明治から大正まで山国隊軍楽は時代祭の参加に山を越え、2泊3日を掛けて参加をしたと言う。大正9年にとうとう費用が続かず27年間の時代祭参加を断念している。当然山国隊と京都市の間には押し問答があったと思われる。そ



▲現在の西高瀬川（堀子川）

奥村静女の手紙と訳

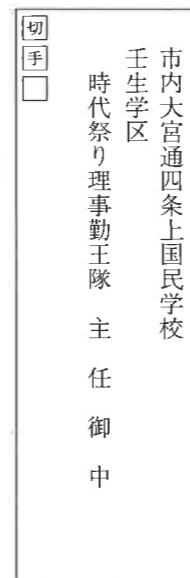
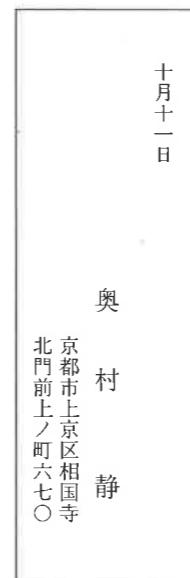


表)：

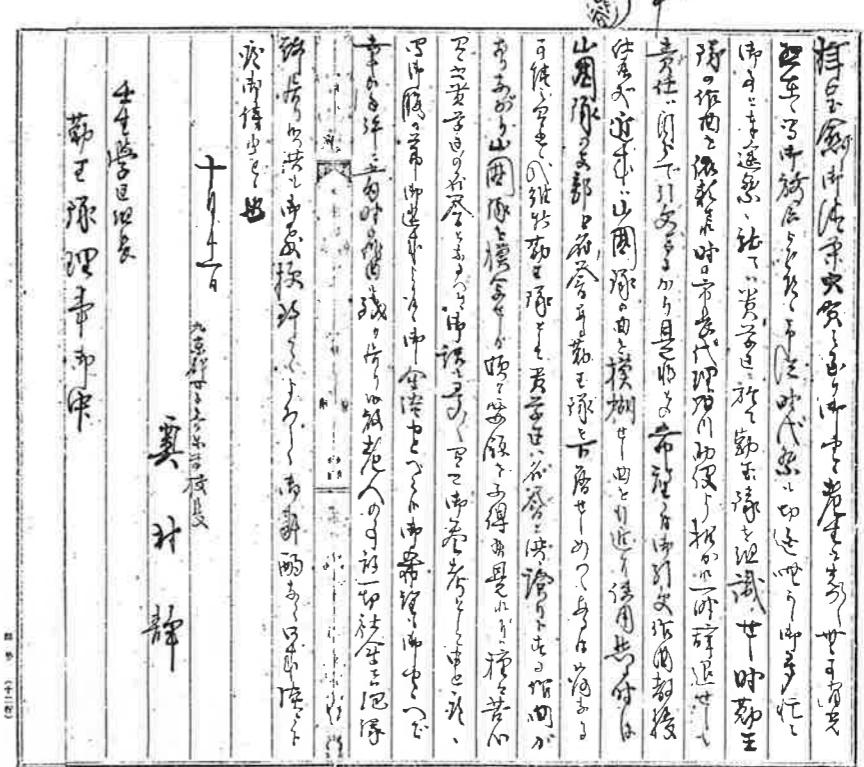


(裏)

▶ 封筒表・裏書



▼ 書状原文



京都市上京区相国寺北門前上ノ町六七〇

奥村 静

壬生学区組長 勤王隊理事御中

元京都女子音楽学校長 奥村 静

十月十一日

もよろしく御斟酌なく御来談下れ度御待申上る也

本文 拝呈 愈々御清栄大賀之到り御重々老生に先づく無事消光然在間御放念を下され度く希従時代祭
も切迫嘸かし御多忙之御事と束途繁々就ては貴学区に於て勤王隊を組織せし時、勤王隊の作曲を依
頼され時の市長代理安川助役より招かれ一時辞退せしも責任は自分で引受けるから是非には御引受、

作曲教授仕度處近歳は山国隊の曲を模倣せし曲を行進に使用然る時は山国隊の支部と名譽ある勤王
隊を下落せしめてあるは如何なる事情あるは○維新勤王隊として貴学区な名譽と洪譽りとする作曲
がありながら山国隊と模写せしか頂つて要領を得ず者是れには種々苦心あるは貴学区の名譽となる
べき御話も多く有るは御尽考として申上候○御○の節御迷或より侯御会談申上べし侯御希望も御○
へで幸い手許に当時の作曲も残り居り候被老人の事酌一切社会には到し居り候へ共も御教授致して

市内大宮通り四条上ル国民学校内壬生学区

時代祭り理事勤王隊主任 御 中

*****現代風に訳して見ると*****

勤王隊理事 御中

拝啓 益々ご清栄の事大慶に存じます。年を老いてまいりましたが先ずは、健康にして毎日を過しております。時代祭りも眞近にせまり、さぞご多忙の事と存じます。ついては貴学区に勤王隊を組織され、市長代理より作曲を依頼され、一時は辞退したのですが、市長代理安川助役さんが全ての責任を取るからとの願いに一応お引受致しました。しかし、近頃山国隊の曲を真似て行進をしているが山国隊支部と名譽ある勤王隊をバカにしているのは何故か。維新勤王隊として朱雀学区には、ほこりと名譽ある曲がありながら、山国隊の真似をしてゐる事についてなつとくがいいかないと事を聞いている。色々と苦心があると思いますが、貴朱雀学区にも名譽となるべき多くの話しも聞いております。ご迷惑かも知れませんが、お会いして貴殿方のご希望なども聞きたいと思います。幸い手許に昔の曲も残っております。今、私はもう老人で社会的な事は一つも致して居りません。作曲してもよいと思っておりますので、ご遠慮なくおいで下さい。お待ちしております。

10月11日

元京都女子音楽学校長（現華頂女子高等学校）

奥村 静

壬生学区組長 勤王隊理事御中

推察するに、当時大変揉めて山国隊は京都に来なくなった様子です。時代祭に参加する為山国隊は2泊3日も掛ったそうです。当時市当局も大変こもった様子で、維新勤王隊も初めは山国隊の真似をしていた様子です。そして奥村先生も相当に年を取っているみたいですね。おそらく75才前後ではないかと思います。そしてこの先生は江戸時代から明治にかけての音楽について色々な事を知っている人です。手紙を出した年月は昭和2年10月11日付である。したがって戊辰行進曲、朱雀行進曲等の曲は昭和3年の時代祭より演奏された模様である。

横山孝之衛先生の太鼓奏法の教え

何故か当時の京都市長、助役は下記の通りである。

市 長

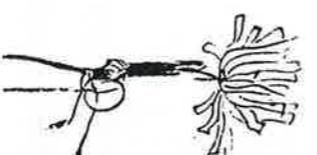
順位	氏 名	就職年月日	退職年月日	歴代市長・助役名簿
第8代	安田 耕之助	14. 2. 21 昭和	2. 8. 9	
第9代	市村 光恵	2. 8. 20	2. 11. 13	
○ 第10代	土岐 嘉平	2. 12. 13	6. 12. 12	
○ 第11代	森田 茂	6. 12. 21	7. 11. 30	

助 役

氏 名	就職年月日	退職年月日	歴代市長・助役名簿
向井 倭雄	8. 5. 5	9. 4. 12	
水入 善三郎	9. 6. 22	10. 12. 2	
今村 惟善	10. 10. 29	13. 9. 20	
多久 安信	11. 5. 6	14. 3. 25 昭和	
千葉 弥助	14. 3. 23	2. 9. 7	
田原 和男	14. 5. 13	大正 14. 12. 26 昭和	
松原 権四郎	2. 9. 3	2. 8. 9	
後藤 祐明	昭和 2. 12. 23	2. 12. 12	
○ 安川 和三郎	2. 12. 23	6. 12. 12	
岡田 喜久治	2. 12. 23	4. 8. 12	
村田 武	4. 8. 22	7. 12. 20	

○印 時代に關係した様である。

上記からもわかるように安川和三郎助役は十月十一日以前に市長代理といって奥村女史に作曲を依頼している。何故なのだろうか…?



- 一、此の流儀の太鼓打法を学ぶ為には、最初の内は教師の教えを守り、順序を変えたり、自分勝手な打ち方をしてはならない。
- 一、最初の二つ打ちは、勿論の事、練習中や、もすればいやけを生じ自分勝手に打ったり、色々な工夫をした正しい打ち方をする者が少なく、二つ打ちを練習しなくて種々の打ち方の上達者は無い、と諸先生方はいましめている。だから段階を追って教える事決して間違はない。
- 一、練習時以外みだりに路上で打ってはいけない。
- 一、色々な打ち方のある中で、楽譜を勉強すれば、すぐに一人前に成ったと思う人が多いが、打法の軽い重い、リズムの遅い速いによって数万人の人々が動搖したり、勇気を失い、遂には一軍の兵の勝敗にも大きく拘る事があるので、心の中から自分を磨き、工夫専念し一つ一つ学ぶ事。

上の打点法は金沢達惣先生が弘化元年(1844年)に幕府の命令を受け長崎へ行き、オランダ人と称する、フィフテ氏に打楽器の奏法全てを学び伝えたものであり、興味ある。熱心な人達は、前記の諸先生方の教えを守り慎しんで正しい練習による奏法を身に付けるべきである。

鳴田壹三郎(藤原寿一)

此の流儀の太鼓奏法の練習については、制約を慎重に守り、少しだりとも違反があってはならない。もし違反する者は、日本古来の神様より天罰が下るであろう。

弟子入り人数は次の通り

慶応元年 村屋良吉・上法寺靈雲・恩淨寺佐智惠・照田信兆・蓮生寺文嘉

二年 井上作左郎・細屋三吉・工藤口之助・細屋治作・和泉屋嘉作・株屋三吉・中屋佐吉・小河内十治之助

村上辰雄先生は山口県光市出身の大楽二郎氏から入手したと言う。それからすると、藤原寿一は長州藩第二騎兵隊に所属した鼓隊の鼓手養成の師と思われる。当時長崎には幕府統治下の海軍伝習所があり、各藩からの優秀な武士が、航海術や海戦術を学びに幕府の命令で派遣されていた様子。そこでは当然軍事教練としての集団教育の中にパレードがあったはずで、金沢達惣先生は、その内で太鼓の全ての奏法を学んだわけである。当時先生は新しい事柄を学ぶについて神秘的に、うやうやしく厳粛に取られた様である。

鳴田壹三郎(藤原寿一)

同一人物と考えられ、先の名はペンネーム、立人名、芸名ではないか。

横山 孝

当時は上記の様な名前はなく、孝之衛と云ったのではないか。

弘化丙辰

丙辰は甲辰(弘化元年1844)の間違えと考えられる。弘化には丙辰の年がない。もし丙辰となると安政三年(1856年)又は慶応二年(1866年)となるので内容が合わない。

徳川家慶 いえとも 金沢達惣 1844年

↓

弟子

横山孝之衛

22年間

徳川家定

↓

弟子

鳴田壹三郎(藤原寿一)

筆者

徳川家茂 いえとも

1866年

↓

弟子

13名

一千里草^{ウラナギ}之多^{タチ}傳

ニヨウガサリ
白水ヒタシ陰干シヨシニ
作ルザリ真チアラシマツアマツ
用尙水仙之根チシテスルナリ

一水筒之多^{タチ}傳

戰場ニテ用意スルト

一ライカ^{リカ}、リノ^{リノ}多^{タチ}傳

水筒八角又ハ木三寸作りテモ好
水ノ四五合半入ル程スルナリ

並當水筒其外色ニシテヲ入ル具ナリ

懐情^{カイジ}嘉永^{カエラ}六年八月丁酉之

種^{ヒメ}麿^{シロ}平^{ヒラ}廣^{ヒロ}神^{ミコト}平^{ヒラ}肇^{ヒラタケ}門^{モン}
豐^{ヒラタケ}直^{ヒラタケ}郡^{ヒラタケ}國^{ヒラタケ}藩

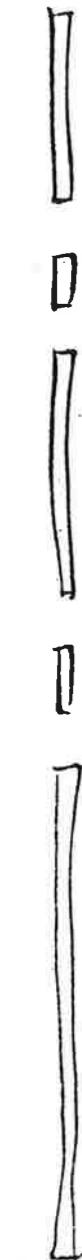
左上、^{シテ}書^{シテ}保長判

(奥付)

38頁より読んで下さい

(9)

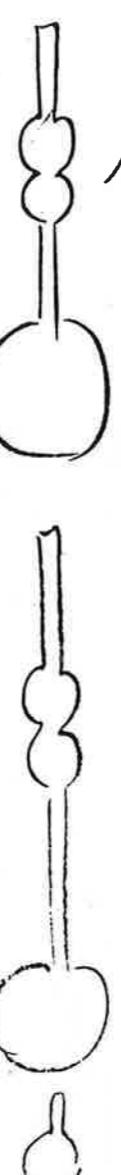
一要引貝口傳



引貝傳



要要引貝口傳



要要貝口傳



一要要貝口傳



一要貝口傳



一要貝口傳



一十要貝口傳



一十番貝口傳



張揚 / 李得

本報事

リリヤト云等ニリドニドニ
ソウヤノ威聲其ノ時アリト傳

トト云ハ木丸里ドコト云ハ木丸里ニツナリ罪
押出太鼓傳
進木鼓傳
退木鼓傳
裏木鼓傳
常二工ニテ工
退路ケテ着ニニニト云
三工ト云ハ一二ミミト蘭云
ト云テサヘニ

日次様之事

ツメヨリ湯ラツ合スヘニ足傳

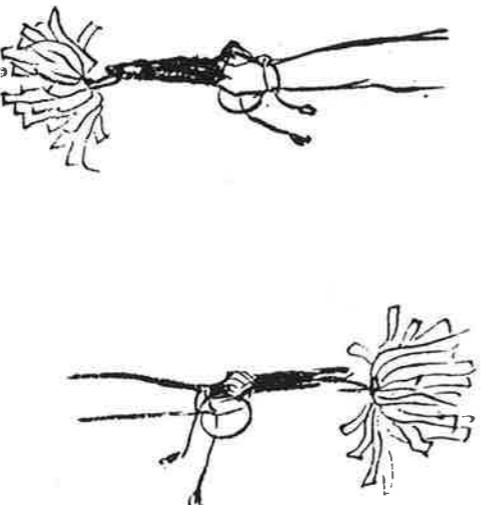
一 采帶 指振 ト支口傳

一 陣中 テ荷振 ト支口傳



一 緒戻 ト支口傳

采帶振振



一 言スノ振振傳

一 ケズイシテハスノ振振傳

一 刃口ド トジル ト振振傳

備 俊 振 備

一 ボクルハタリトテニ限スノ振振傳

一 ボクルハタリトテニ限スノ振振傳

醫藥之法

一 餅粉壹又
一 防風三分
一 生姜五分
一 白砂糖五分
一 薑薄五分
一 草艸三分

此六味ヲ調合スヘシ

一 餅粉ト云ハツタル餅ヲ細カニキサニ其後月ニ半三度

又細ニ碎クナリ

一 防風細碎クナリ

一 生姜細碎リ其粉極上品ノ酒ニ之を置ク一晝夜也

傳アリ

一 白砂糖是モ上品前条ノ生

一 薑薄薄ト云半ノ半一束長芋筍芋杯ト云ヘシ
細碎キ酒ニ沉メ置ク更前二回之

一 茄子細碎計ト一

是ヲ調合三丁左薑薄スルニ草艸ヲ三百三夜セニシテ

權變錄

乾

變要傳付錄

表紙

ここより（38頁～28頁）左へ読んで下さい。

「訳」 権 變 錄 その場に於ての記録

乾

變要傳付錄

乾坤、天地、陽陰すなわち上下の意で乾は上巻を意味する。

真新しい事を具体的に記したの意。

P1. 声楽の法

餅粉壹匁、防風三分、生姜五分、白砂糖五分、山薯蕷(長芋)五分、甘草三分、此の六品を調合すること。

餅粉はついた餅を細かにし、そのまゝ天日にはした後又細かに碎くこと。

P2. 防 風 (野菜の一種) 細かに碎くこと。

生姜細かに碎きその粉を上等な酒にしたし三日間程置いたもの。

白砂糖上質の物を選ぶ事。

山薯蕷はキヨツキンとも言い山芋の事、長芋・筋芋とも言う。細かに碎いて酒に沈めて置く事前に同じ。

甘草(漢方薬の事か)細かに碎く事、此れを調合して丸薬にする為には甘草を三日三夜煎じつめ、その湯で調合すること。

P3. 采 幣 (采配・幣束のこと) の持ち方について。

戦場での持ち方。（略）

その他の持ち方。

P4. 采配の振り方（略）

足をはこぶ振り方 マロス(マルッシュ) Marsch 前へ進め

いそぎ足の振り方 ゲズインデパス(ゲスインデ・パス) Gesinde pas 連隊駆け足

とどまる振り方 ハルド(ハルト) Halt 止れ

備えのまゝ隊列のまゝのいそぎ足の振り方 ホヲルバルライトテ (ホオルベライテン) Vorbereiten 隊列のまゝ、連隊駆け足。此のページの内容は正にドイツ語である。

P5. 太鼓の打ち方（略）

ドンドコ、ドンドコ 数限りなし

ソリヤと言った時三つドン、ドン、ドンと聞いて止る事

ソリヤの掛け声を聞いて次の行動に移る事。

（略） 内容は前記の順にしたがって説明している様子である。

P6. ドンとは大丸星の事で、ドコは小丸星二つの事である。

押出太鼓、進太鼓、退太鼓、變太鼓。

常に駆け足、掛け声のもとに、エンテエ、エンテエ(一二、一二)と言って打つ事。
エン、テエ、エンテエとはオランダ語なり。

改めてオランダ語と書いてある事から前記はやはりドイツ語であろう。

P7. 法螺貝の吹き方

一番貝、二番貝、三番貝、進貝、要進貝
(略)

P8. 變貝、要變貝、引貝、要引貝

(略)

初め音長を意味しているのかと思っていましたが、どうやらパレードに関する笛の合図である。

P9. 千里の道を歩く時の草履

ミヨウガを刈り、白水にひたし、陰干しをして作る。

真はあら麻を使い、鼻緒は水仙の根を使う。

水筒の事 戰場では水筒を用意しておくこと。

トイカカリの事 背に負う袋の事、但し一尺又は一尺二寸ぐらい。弁当、水筒
その他色々な物を入れる物である。水筒は竹の筒か又は木で作っても良い。水が四、五合入る程度にする事。

惟時嘉永六丑癸八月寫之

種子嶋平左衛門平盛行慰堂門人

豊列直入郡岡藩

丸山亀松保長判

丑癸 うしみのと
嘉永六年の意味である。

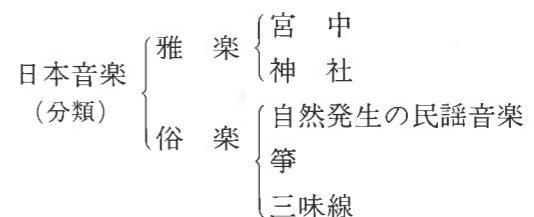
杏 松の事である。

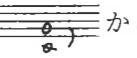
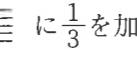
彼はいったい誰に聞いたのであろうか、マーチングについては、どうやらドイツ式らしく、打楽器の奏法はオランダ式である事が確実である。他は日本式であるが、ソリヤ、ドンドコドンドコは実に楽しい。当時は真剣であったであろうが、法螺貝の合図、声楽の法は実に興味深く感じます。

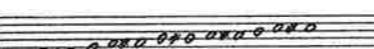
「戊辰行進曲」ぼしん行進曲

曲について

日本音楽の由来

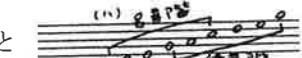


「三分損益の法」これは中国の古い理論から  から $\frac{1}{3}$ 引いた $\frac{2}{3}$ の長さの音、すなわち三分損した音である、又  に $\frac{1}{3}$ を加えた（完全五度高い音の八度下の音）であるから三分益した音であるという。この様に順々に音列を得るのである。したがって起点音を（二）とすれば所謂12律になる。



実際には旋律音としては、半音階ではなく、五音音階である。

西暦紀元前2600年頃の伝説的人物黄帝の時代に決定されたといわれている。中国では昔から複雑な象徴として、数多い神秘的な気持を備えているとされている「史記」によると、五つの音は五つの方位、即ち宇宙の中心と東西南北との事で、又すべての森羅万象の形成する五行、即ち木火土金水を持つ象徴といわれ、人体を五体といい、感覚を五官といい、五色といい、みなそれぞれの関係を持っていた様である。五音音階には宮・商・角・徵・羽の五つの階名が与えられている。宮は主音であり徵は属音にあたる。日本では「順八逆六の法」という方法で実現されている。宮

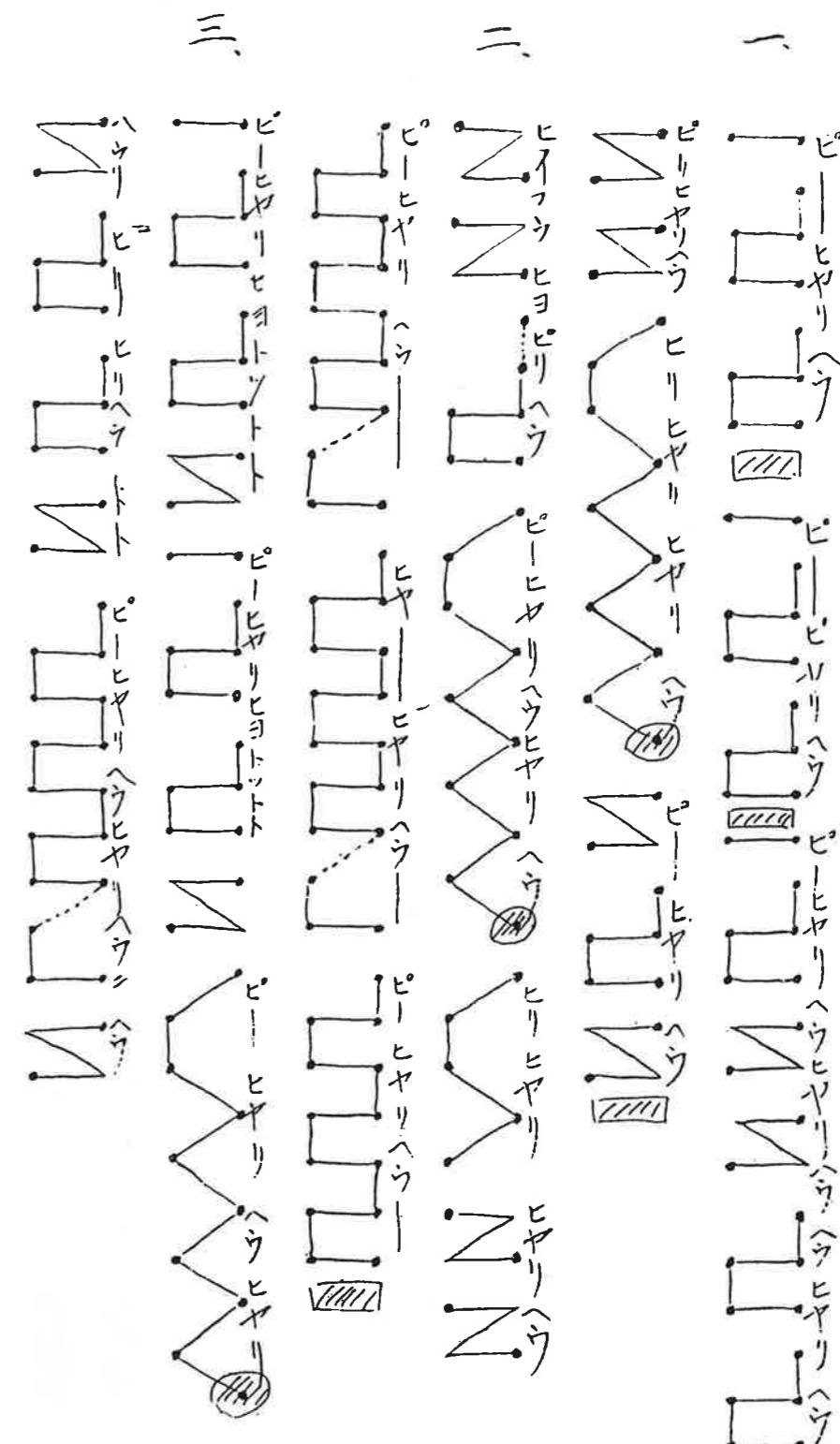
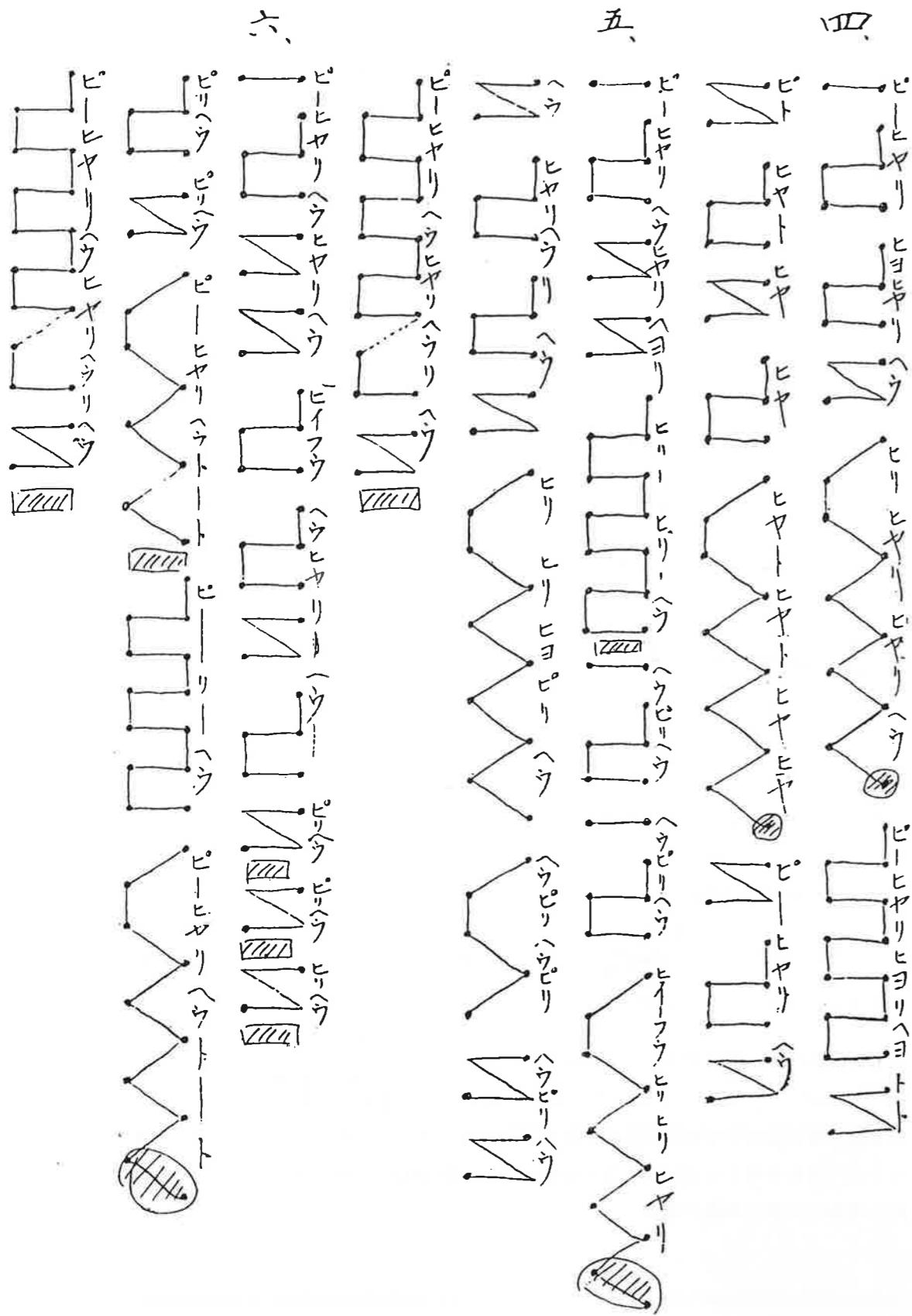
を（二音）とすれば  が出来る。(八音)に移して見ると 

が出来る。すなわち呂の音階にはスコットランドの「螢の火」「夕空はれて」などがある。しかし

全く関係はないと考えてよい。律の規則的な構成は  からなる音楽であり、

山国隊の音楽はどうやらこのあたりから成る音楽と考えられる。そしてこの様に日本音階の研究から此の音楽を考えると、もちろん中国からの影響を受け「順八逆六の法」にならっていると思われ雅楽とする日本曲である。

山國隊樂隊行進樂譜



維新勤王隊樂譜

維新勤王隊「戊辰行進曲」

(第五番目の天子の意)

録音テープより
写譜

○音符が3拍目まである。
○部分はおかしいと思われる箇所。○全音符はめったに使わないはずである。
くり返しはおかしい。小節数があわない。最初にモードすべきである。

この曲は、前奏—4小節、第1節—8小節、第2節—12小節、第3節—11小節、第4節—12小節、第5—17小節、第6節—17小節となっており、合計すると81小節になっている。次の旧楽譜から演奏していると思われるが、本来は4小節単位の偶数小節で割りきればいけないと思っています。すると第3節、第5節、第6節に疑問があり途中で写し間違えたのではないかと思われる。この曲に前奏があるのは当然おかしく、誰かが演出上でくり返し場所を定めたのではないか。演奏を聞いていると音程の悪さ、段落部分の音長の不正確さ、太鼓の不正確さが目立、真似る事は大変むつかしい。しかし、この全体の響きが、わび、さびを表わしているのかも知れない。



維新勤王隊樂譜

戊辰行進曲

前記の楽譜より作る

これらの楽譜は特に音程を重要視したものではなく、リズムを中心に書かれている様である。あえて突き詰めて考えれば、ピ→シ、ヒ→ラ、リ→ソ、ヒヨ・オ・ヒート→ミ、レとも考えられる。| は二分音符を意味しておりヒヤリ オッ、トッ、アッ、ピッ、ヒヤツ や下記の様に考えられる。この当時の音楽にはスタッカート、アクセント、テヌート、スラー、タイ、f、P等の音楽表現記号は無かったはずなので、感じは言葉によって表現された様である。

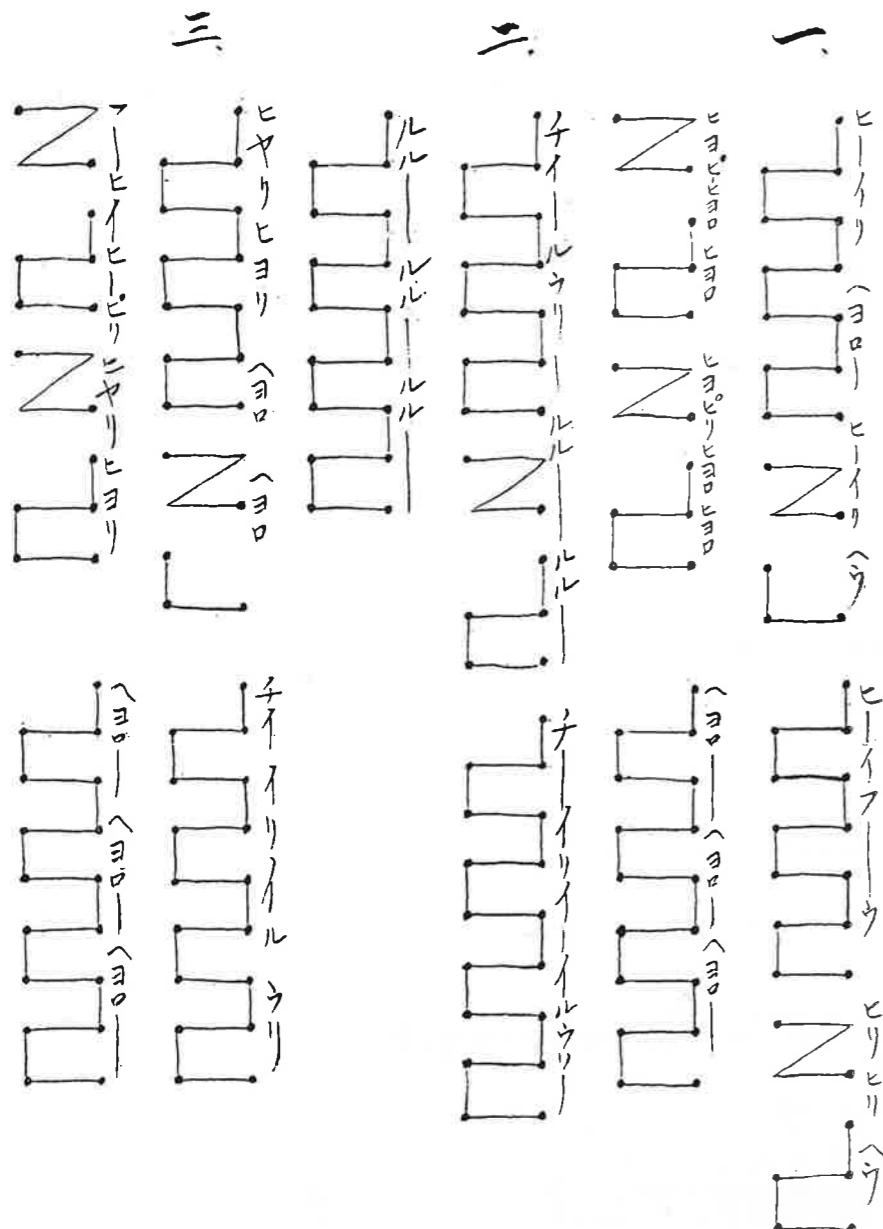
神前奏樂小太鼓樂譜(朱雀行進曲)

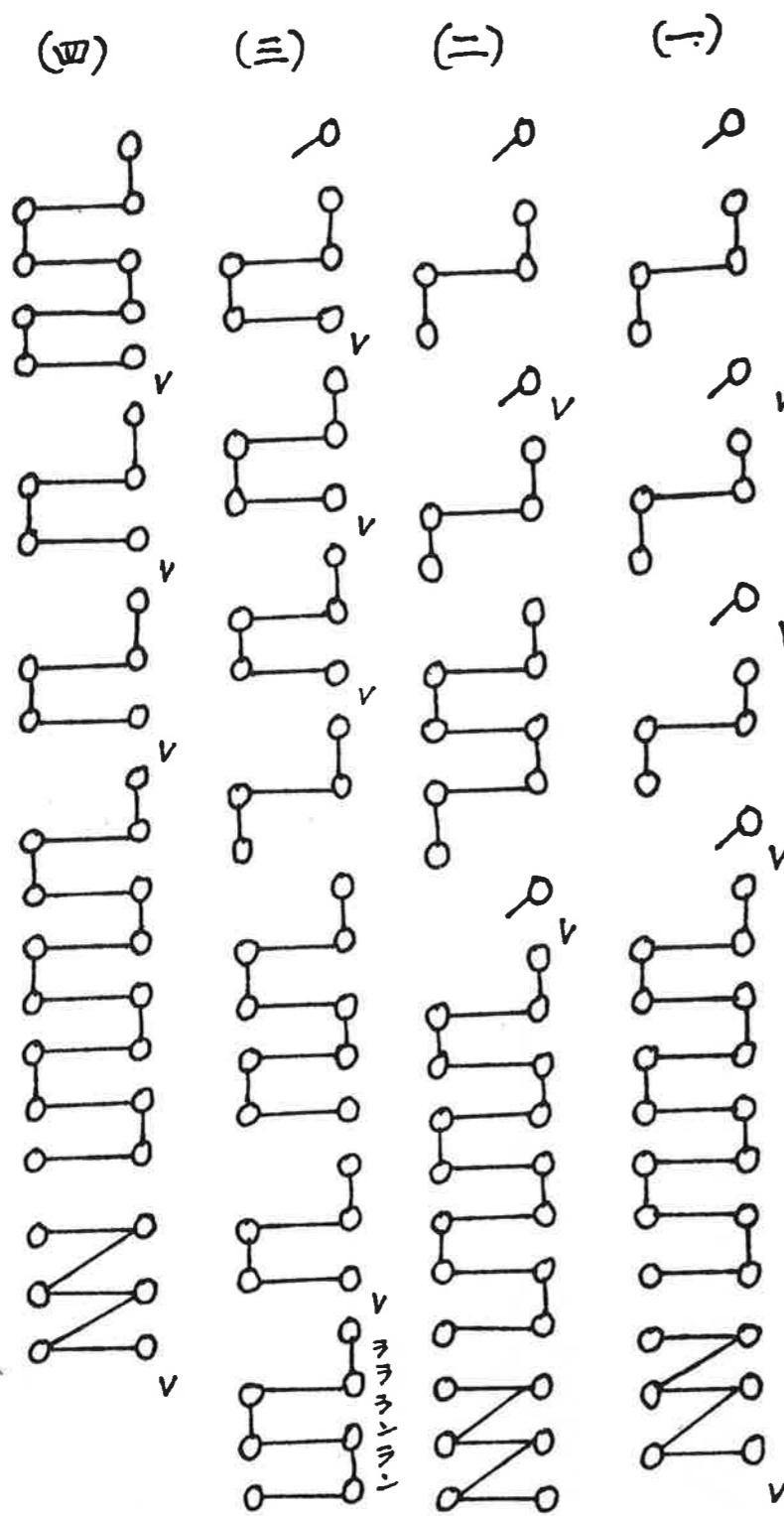
(一) シーラシラソニハノハーネハリドスハハス。

説く事は、必ずしも、その言葉の意味を解して、その意味を傳へねばならぬ。

(三) シレーツレーミソミソ。ランミンラシーラ。ラランラン。
〔小太鼓〕

山國隊樂隊礼仪樂譜





神前奏楽、笛楽譜（朱雀行進曲）

朱雀行進曲

前記の楽譜より作る

前の2小節は後に作られたものと考えられる。



北桑田郡著名人物

高木文平、西谷専次郎、安井惟彰、
田原正績、藤野斎、辻啓太郎、河原林義雄、
僧雲室、稻波誠、倉内猪左衛門、無相文雄、
中野業国

上記の中には、旗本武田兵庫の代官になった人、明治2年私財を投じて5年生の私学校（及時校の前身）を建て神吉村に寄附した人、明治8年京都府の監察役になった人、兵式体操を考え全国の学校教科課程に加えられた人、女学校に於ては自炊調理、礼儀作法実習を取り入れたり、明治10年フランスでの大博覧会に京都の特産品を出品させ世界に紹介したり、12年には京都名産会社を創設し对外貿易を行った人、13年には京都商工会議所を創設し琵琶湖疏水大計画、京都水力発電所、市電の開通、宇治川水力発電所の設立に協力、指導をした人、海軍少将になった人、「啓迷論」又は「絶頂講義」の序を作った人、医者の子として生れながら後を継がずに教育者になった人、12年に府会議員になり、府会議長になった人、17年には府下の茶業組合取締役になった人、27年には衆議員に選ばれ、又京都府教育長になった人など多くの功績を残した人々ですが、ここでは、もちろん藤野斎を中心に紹介したい。

藤野斎

山国村の名族にして天保2年(1831年)に生れ、天資鋭敏書を好み常照寺の端巖和尚に学問を受けた。21才の春京都の学者、北脇淡水の門に入り漢学を学び、23才の冬より医学を高階典医に学ぶ。慶応3年(1867年)従5位下に叙せられ、近江守を拝任し、山国神社に奉任す。明治元年(1868年)山陰道鎮撫使西園寺公望義兵を募る時、山国隊を組織し官軍鳥取藩兵に

属し東征し、東国奥羽の各地に転戦して偉業を立てる。凱旋の後鳥取藩より終身年3石の報奨あり、明治2年2月久美浜県京都出張所庶務係を命ぜられ、4年6月戸籍係に転職、5年8月大郷長になり桑田郡第19区区長の職につく、8年9月地租改正係総代となり9年1月郡内第18区区長を兼務しさらに10年5月第5区区長兼学務取締となる。6月に京都府より賞状を受け12年3月北桑田郡の創設に際し、初代郡長となる。23年9月山国招魂社受持神官となる。33年多年勤王の勲労と公共に対する功績により、長男卓爾(現戸主)は士族に列せらる。34年立机の式をあげ順風庵栖霞と号す。越えて36年5月11日歿す。享年73才。

藤野斎と牧野やな

明治6年征韓論に敗れた西郷隆盛は江戸から鹿児島に帰る途中、物議が起ってはと、街道筋は緊張した。京都ではその警備に当ったのが藤野斎隊長であった。山国から周山街道を経て、車折神社まで隊を進めてきた一行は境内で休憩をとった。流れる汗をぬぐう藤野に「お疲れでっしゃろ」と横から茶を出す女性がいた。振りむいた藤野はその美しさに思わず一目ぼれしてしまった。「牧野やな」(当時義太夫芸妓竹本弥奈吉後に師匠となる)であった。すでに結婚している藤野ではあったが、一杯の茶がとり持つ縁となって、やがて二人は結ばれ、千本通一条で同棲生活がはじまった。やがて二人の間には長男徳三郎、長



「牧野省三」像

立命館禁衛隊

創設者である中川氏は同朋の人見氏、北川氏と共に財産を投じ立命館を作ったのである。彼等は共に山国村の出身で、御所との深い関係にあり、立命館の学生は広小路の御門を警固する禁衛隊とした様である。(禁は宮中を意味する)もちろん世界二次大戦中は学徒兵と

女増江、次男省三が生れる。藤野は次男が生れるとまもなく山国に帰らねばならなくなつた。「日本映画の父」と言われた次男牧野省三是、したがつて父の顔を全く知らないのである。彼の活躍は省略しますが、24才にして千本座(千本通一条上ル大長(超)寺の境内)の座主にもなり、明治34年(1901年)祇園新橋加藤楼の芸妓「雪」がアメリカ・モルガン財閥節のジョージ・モルガンに破格の4万円で落籍された、身請け事件について、彼は千本座にて「モルガン雪」の芝居を行つたところ、大変な評判を得たそうである。そして、省三は熱心な金光教の信者であり、彼は21才で、ため(知世)17才と結婚している。妻は千本通三条下ル宮中御用材木問屋(石橋屋)多田虎之助又は利兵衛の娘(平安女学院卒業)である。彼も父と同じ様に1目ぼれしたのである。今は静かに等持院に眠る。荘嚴院淨空映画飛雄居士(法名)1878~1929、享年51才。

して学生達は出兵したわけだが、聞くところによれば、昭和17年頃にはクラブ活動の一つとして、立命館には山国軍樂隊があった様で、山国村からも指導者が来ていたそうです。

(立命館出身京都府中学校吹奏楽連盟顧問村上辰雄氏談)



立命館中学禁衛隊山国隊 昭和16年

著書、資料提供者、協力者の紹介

京都府北桑田郡誌

京都名所図鑑

權變錄 乾

鼓法横山孝之衛先生之事 書より

村上辰雄 京都府吹奏楽連盟顧問

長谷川孝義 維新勤王隊参与、相談役、指導助言者

藤野洋 花園高等学校教諭

三島幸一良 三島建設(株)社長

正誤表

(誤)

2P 下 花園高等学村

(正)

花園高等学校

3P 中間 初めから私は

初め私は

16P 中下 京都市編入

京都市に編入

18P 中下 明日の晩には

明月の晩には

21P 左上 表書き

国民学校内

22P 中下 貴学区な名譽

貴学区に名譽

23P 中間 華頂女子高等学校

不明

47P 左文中次の旧楽譜

前の旧楽譜

49P 上 これらの楽譜

これらの楽譜 (45P)

" 中右 ピッ、ヒヤック

ピッ、ヒヤック ♪♪

編集後記

編集をして見て、山国隊音楽そのものは、実に単純なものである事を感じました。しかし、その関連と偉業は大変な事で、まとめる為には大変な苦心をしました。時代の変遷で間違っているのか、途中で誰れかが手を加えたのか疑問は残るばかりでした。そして事前に承認を得ずして、勝手に資料を使わせていただけたり、又いろいろな方のご協力があったり、ここで改めておわびとお礼を申し上げます。ありがとうございました。なお、日本音楽特に江戸時代を中心に研究なさっている方、私の家に昔し山国隊が集結した記録がある等編集後に知った方々がいます。広く資料を集めればもっと詳しい内容になったのではないかと思いつつ一段落しました。調べている内にまだまだ深い謎が沢山出て来ます。どうか次の世代の方で興味を抱き、もっと詳しく編集される方が現れた時、この資料が役に立てば大変幸いに思っております。



振様一変屏

本報チ様之事

ソリヤドリトヨドニドコ

ドニドコ

ドニドコ

ドニドコ

ソリヤドリトヨドニドコ

ソリヤト云時ニリドニドニトキ

ソリヤノ威聲其ノ時アリトキ